

# 動物実験の緊急時対応マニュアル

平成28年3月25日

国立大学法人鳴門教育大学

地震、水害等の自然災害及び火災・長時間停電等の緊急時における対応策を、以下の通り定める。

なお、一般的な緊急対応は「鳴門教育大学危機管理基本マニュアル」に定められており、本対応マニュアルは動物実験に特化した事項について定めるものである。

## 1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

### 1) 初期対応（生命，安全確保の優先）

生命・安全確保を最優先に考えて行動する事。

地震発生時：揺れが収まった後，実験室／飼育室の損壊や，火災発生に注意して行動する。

火災発生時：可能であれば初期消火を行う。不可能な場合は避難を優先する。

### 2) 実験中の動物への対応

実験中の動物はケージや動物用コンテナに収容し，さらに可能であれば飼育室へ戻す。

地震発生時はケージの転落・飼育室内における逸走が想定されるため，飼育室ドアを開けずに内部を確認するなど注意する。停電等により確認できない場合は無理にドアを開けず，動物ケージを前室の床に置くなど，逸走防止に万全を期すこと。

### 3) 使用中の機器への対応

停止可能な機器は停止させ，電源を切る。

### 4) 使用中の薬品への対応

平時より必要最小限の薬品のみとし，不要な試薬を飼育室に保管しない。

火災発生時：危険物・可燃物は，可能ならば延焼の危険性のない場所へ移動させる。

地震発生時：落下により破損しないように床の上に置く。

### 5) ガス，電気，水道，酸素ボンベ等への対応。

直ちに使用を中止し，元栓を閉じる。

### 6) エレベータ使用時の対応

直ちに近くの階に停止させて脱出する。脱出困難な場合は非常ボタンを

押して救助を求める。また動物をケージで搬送中の場合は、逸走させないように特に注意する。

#### 7) 飼育室，実験室からの脱出

緊急脱出が必要な場合は，実験動物の逸走を防ぐため，飼育室，実験室の出入口ドアを閉じて，すぐに脱出する。緊急脱出が不要な場合は，8) 通報を先に行い，責任者の指示にしたがう。緊急脱出の必要性が不明な場合は，脱出を優先する。

#### 8) 通報

火災発生時：大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。周囲に誰もいないときは，緊急通報する。火災報知機があれば押す。

・学外通報先：119番，

・学内通報先：施設課内線6080番，警備員室内線6000番

地震発生時：揺れが収まった後，緊急連絡網にしたがって通報し，適切な指示にしたがって行動する。

## 2. 緊急連絡網

別紙参照。

## 3. 学内および学外への連絡体制

### 1) 一般的手順

緊急時連絡網ならびに本研究対応マニュアルに記載した通り，実験動物や飼養保管施設の状況について，関係者間で連絡を取って情報を共有し，管理者，実験動物管理者，動物実験責任者等の指示にしたがって対応する。飼育動物の逸走が確認されている場合は，すみやかに適切な対応を講ずる。

### 2) 取扱いに注意を要する実験動物について

次に掲げるような逸走時にヒトに危害を与える恐れのある動物や環境に悪影響を与える恐れのある動物については，飼育室外への逸走防止に留意しなければならないが，逸走が確認された場合は速やかに学内外に連絡・対応する。

対象動物：遺伝子組換え動物，病原微生物感染動物，発がん物質などの危険物を投与された動物，特定外来生物，毒ヘビなど危険性の高い動物（特定生物）・外来生物

3) 関係諸機関の通報連絡先

別紙の緊急連絡網に記載した通り。

また文部科学省研究振興局ライフサイエンス課の連絡先は次の通り。

TEL：03-5253-4111（内線 4366），03-6734-4366（直通）

FAX：03-6734-4109

#### 4. 復旧マニュアル

1) 初期対応

本マニュアル上記 1～3 にしたがって対応する。

小規模災害の場合は，安全が確保され次第すみやかに，次の①～⑥の対応を行う。

- ① 実験動物の生存状況を確認する。（逸走に注意して飼育室ドアを開けること）
- ② 飼育室内に逸走動物がいればケージに収容する。飼育室の外に逸走した動物が確認された場合は，緊急連絡網にしたがって対応し，捕獲に尽力する。
- ③ 給餌・給水を確保し，床敷きを交換する。
- ④ 飼育に必要な物品（飼料など）の保管量を確認する。
- ⑤ 電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- ⑥ 施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合，飼育管理者・実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。

2) 災害発生から 1 週間以内の対応（中規模災害以上）

飼育施設の安全を確認後，以下の対応を行う。

- ① 被害状況の把握
- ② 動物実験実施者等の出勤状況の把握・管理責任者の指示確認
- ③ 責任者の指示を仰ぎながら，1) 初期対応の①～⑥と同じ対応を行う。
- ④ 動物屍体保管庫の確認
- ⑤ 連絡体制網と対応については，本マニュアル 1～3 にしたがう。

3) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- ① 緊急連絡網の指揮系統の下で，飼育管理体制の再構築を行う。

- ② 再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
- ・ 生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。  
不可能な場合は、安楽死を検討する。
  - ・ 飼育施設の機能回復について検討する。
  - ・ その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で責任者の指示を仰ぐ。

## 5. 緊急時への備え

以下の事項について、各施設において日頃から適切に対応している事。

- 1) 飼料・飲み水・床敷きの備蓄（各施設において適切と判断される期間分）
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物，薬品等の適正な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 緊急時に必要となる資材（懐中電灯など），安全保護具等の確認。

## 6. マニュアルの適切な改訂について

本マニュアルは関連規程，指針などの改正等に適切に対応するため適宜改正し，本学安全管理委員会が管理する。

## 緊急時具体的事項別対応マニュアル

### 【地震発生時の対応】

- 1) 初期対応（生命，安全確保の優先）  
作業を中断し，身の安全を確保する。
- 2) 運転中の機器への対応  
機器（X線照射器やオートクレーブ等）を運転している場合は緊急停止する。
- 3) 使用中の薬品への対応  
発火危険性や有害危険性のある薬品を使用中の場合は直ちに容器のフタを閉めるなど安全措置を講じた後，落下しないよう床に置く等の対処をする。
- 4) ガス，電気，水道，酸素ボンベ等への対応  
ガス・水道・電気を使用している場合は直ちに使用を中止する。
- 5) 実験中の動物への対応  
動物実験を中止し，速やかにケージ内に収容するとともに，逸走動物がないことを確認する。手術中の動物の処置を完了できないと判断した場合は，速やかに安楽死を行う。
- 6) エレベーター使用時の対応  
エレベーターに乗っているときに強い揺れを感じた場合は，直ちに停止ボタンを押して近くの階に停止させ，強制解除脱出を試みる。  
強い揺れのため，強制停止したエレベーター内に閉じ込められた場合は，非常ボタンを押して外部と連絡を取り救援を求める。非常ボタンが機能しない場合は携帯電話等外部と連絡が取れる機器を持っていれば，施設課などに電話をかけ，救援を求める。
- 7) 飼育室/実験室からの脱出と動物の逃亡防止  
飼育室/実験室または前室のドアが完全に閉まることを確認し，ドアを閉めてから脱出する。閉まらない場合は，人命を最優先し，可能であれば板で隙間を塞ぐなどの動物の逃亡防止策を講じる。
- 8) 脱出経路の確保

1階の玄関からの退避が難しい場合は、緊急避難口より屋外に退避する経路を確認する。

9) 安否の連絡

別紙緊急連絡網により安否を連絡をする。

10) 被害状況の確認と連絡

被害状況を確認し、被害があるようなら実験責任者に被害状況を連絡する。

11) 火災、停電の発生時の対応

下記【火災発生時の対応】および、【停電時の対応】を参照

12) 負傷者がいた場合

心身健康センターに常備されている救急セットを用いて手当てをする。手当てだけでは不十分な場合、病院で治療を受けられるように連絡をとり、手配する。

13) 逸走動物がいた場合

下記【逸走動物発見時の対応】を参照

14) その他、復旧作業

動物実験部門職員と連携し、事態が落ち着いた後、復旧作業を行う。

**【火災発生時の対応】**

- 1) 周りの人に火事が起きていることを伝え、協力を要請し、水や消火器を用いて、初期消火活動を行う。
- 2) 自力での消火が無理だと判断したら、平日の場合は施設課（内線6080番）、休日の場合は警備員室（内線6000番）に火事の状況と場所を連絡して、消防署に連絡してもらう。どちらにも繋がらない場合は、消防署に連絡する。
- 3) 身の安全を確保し、施設課職員に火災発生の旨を連絡する。

4) 消火活動が終了した後，動物の確認を行う。

**【停電発生時の対応】**

- 1) 作業を中断し，身の安全を確保する。
- 2) 施設課職員に停電の旨を連絡する。

**【逸走動物発見時の対応】**

- マウス・ラット等飼育中の動物が逸走した場合  
捕獲し，各飼育室のケージに収容(飼育中のケージに戻さない)し，企画課研究協力係に報告する。

**利用者が動物の逸走を発見 → 発見者が速やかに動物を捕獲**

↓

**企画課研究協力係職員に報告**

↓

**安全管理委員会委員長に報告**

↓

**関係各部署と協議し，適切な対応を講ずる。**